

『就実論叢』第44号 抜刷

就実大学・就実短期大学 2015年2月28日 発行

戦前期地域における生徒指導観 －神戸市における「不良化」対策を手掛かりに－

**View of Student Guidance during Prewar Period
-Policy against Delinquents in Kobe City**

渡 邊 言 美

戦前期地域における生徒指導観

－神戸市における「不良化」対策を手掛かりに－

View of Student Guidance during Prewar Period

-Policy against Delinquents in Kobe City

渡 邊 言 美

WATANABE Kotomi

はじめに

かつて児童中心主義に立脚したとされる多面的な「生活指導」概念は、戦後「生徒指導」と変更され、むしろ管理主義的側面をもつ用語として評されるようになった。松下一世によると、「生活指導」という用語は大正期に初めて使われており、1946年に公式用語として文部省が初めて用い、1965年の「生徒指導の手引き」以降は一切使われなくなった。それは「それまでの「多様な」生活指導のひとつに見られた社会主義的民主主義や社会変革をめざすものを排除した」ためであるという^{*19}。一方で早坂淳は、「生徒指導」という用語の導入の意義として、第一に理論化が容易であること、第二にその場面を学校教育に限定することによって教師の過剰な労働の抑止が期待されるとして、「現代の学校教育の場面において適切な用語」であると評している^{*2}。このように、日本における「生徒指導」観は、近代日本における多様な教育政策・理念のもとで変容をとげてきた。

筆者はこれまで、昭和初期の神戸市を事例に、生活指導の観点から構想された修身教育論について、その特長を明らかにしてきた^{*3}。

本論文では、この『生活指導の修身教育』の高等科部分で特に協調されたのが、青少年の「不良化」問題であったことに着目する。

青少年の不良化や逸脱の歴史的特質についてはこれまでも多くの研究の蓄積がある。

近年の研究では、たとえば作田誠一郎による一連の「不良少年」観研究^{*4}や、鳥居和代による青少年の逸脱に関する一連の歴史研究がある^{*5}。鳥居はなかでも政策のみならず、社会文化史的観点から、少年法制化における「不良化」防止策と校外救護・保導の接点を明らかにしている。

本研究では、1931（昭和6）年3月に刊行された神戸市教育課編刊『生活指導の修身教育 実際篇』の巻末資料「附録 神戸市補導連盟の見たる児童の不良化と環境」部分、同『生活指導の修身教育 教授細目篇 尋常科之篇』『生活指導の修身教育 教授細目篇 高等科之篇』の記述を手がかりに、戦前期の神戸市における生徒指導観について検討したい。その

重要な検討資料として、巻末資料に記載されたデータを収集した「神戸保導連盟」の活動内容について先行研究を補い、『生活指導の修身教育』の意義を明らかにする。

I 神戸市街地の一般的治安状況

1900年の感化法制定、1922年の少年法制定に代表されるように、戦前期日本に於ける青少年の保護法制は、様々な形態・レベルのもと展開してきた。

本章では、昭和初期の神戸市街地の全体的な治安状況へ対してみられた、青少年育成上の懸念にまず着目する。当時特に俎上に上げられたのが、湊川の歓楽地としての展開とにおける活動写真の隆盛である。大槻洋二は戦前戦後の湊川地域の歓楽街の空間形成について明らかにしており、すでに海側で成立していた興行施設に加え、大正から昭和にかけて、山側で多様な機能を持つ興行・娯楽施設が整えられ、新開地全体が歓楽街へと変容していく実態を捉えている⁶。また吉原大志は、1910年代の湊川における活動写真興行をめぐる問題について、「不良少年」に焦点を当てて論じた。吉原は、「活動写真の教育問題化は、活動写真をめぐる制度的背景とともに、日露戦後期における就学率の上昇にともなう「不良少年」問題の展開という、この時期特有の背景の中でなされたものであった」と指摘している⁷。

特に『生活指導の修身教育』が編まれた昭和初年は、青少年や教育界の不良化が大きく問題視されたことを示す記事がある。一例を挙げる。

「教育界の風紀が甚だ乱れてはいないか「赤い灯、青い灯などと唄ふカフェー入りの教員を取締まれ けふ県会連帯会に出た質問」

岡本源之助君（政）近時、教員がカフェー入りなどして「赤い灯、青い灯・・・」と唄ふなど、風紀が退廃してゐるが、視学はどんな方法で教員を監督指導してゐるのか

川崎学務部長 視学が教育ママの監督指導に当るのは目下のところ人員が少ないので困つてゐるが、その徹底は期してゐる次第である⁸

「青年指導費がたった千五百円だから神戸には不良青年団が多い 附たり夜間女学校風紀問題 昨日の県会郡部会お流れ」

藤田昌一君（民）「女学校の風紀取り締まりは完全を期しうるか、千五百円位の青年指導費で青年指導が出来るか」とて、神戸市青年団には不良児があると述べ・・・

小林有文君（中）本県は学務課長に視学課長を迎えたのは喜ばしいが、教授方法は科目に拘泥して道徳、教育の連絡がいま一息だ 各種の風紀問題が起こりつつあるが当局は学生の校外取り締りに対して如何なる抱負を持ってゐるのか、また、近来喫茶店、カフェーが雨後の筍のやうに簇出するが、これは風紀をますます乱すもとならぬか、営行許可の範囲を定める方針はないか

吉井政市君（政）藤田君が神戸市青年団のうちに不良の徒がある如くいったのは遺憾である 青年団は御大典に際し一ヶ月余も夜の目も寝ずに努力した。藤田君がかやうな席上で青年団を罵つたのを議長は何故中止を命じなかつたか。また、小林君はカフェーを

沢山許可するのは風紀をみだすもとだといったが、当局の制限は過酷な位である、許可制限はせぬ方がよい。

川崎学務部長 夜間女学校の風紀問題は家庭や勤務先との連絡を充分に執り適当な処置を講ずる 青年団指導費千五百円はこれで、県下青年団の指導が充分出来る、神戸市内の青年団は大体において円満な発達を遂げ、成績も概ね良好である。しかし藤田君のいったやうな事実があれば適当な処置をとるが、そんな事実はあるまいと思ふ^{*9}

教員をも含めた、教育界の「不良化」懸念がみられることがわかる。「道徳、教育の連絡がいま一息だ」という発言の真意はこれだけで読み取ることが出来ないが、学校現場での不良化対策や道徳教育の強化が望まれていた可能性がある。

Ⅱ『生活指導の修身教育』にみる不良化への配慮

『生活指導の修身教育 実際篇』は6章構成から成る(本文は全186頁)。神戸市という地域の特徴と尋常科高等科児童の特質についてあきらかにしつつ、各学年の修身教育の指導指針と方法、題材の例示、評価の方法が示されている。巻末附録で「神戸市補導連盟の見たる児童の不良化と環境」のデータが提示されている。筆者はこれまで、『実際篇』と同『教授要目』尋常科・高等科篇それぞれの分析を通して、神戸という地域の特殊性に合わせた指導・学校生活や家庭生活での実践を通しての徳目理解方法、児童の発表や振り返り等の授業方法が提案されていたことを明らかにした。そこでの主眼はあくまでも教育勅語の趣旨の徹底であり、国定教科書の項目を忠実に活用している事を指摘した。また特に高等科児童に対しては、卒業後の生活を見据えた修身教育の望ましい方向性が示されていたこと、生活指導上の観点として「不良化防止」が協調されていたことを明らかにしてきた。

以下『実際篇』の記述から青少年の不良化懸念に関する記述を抽出し、その特長をあげる。第一章二では、神戸市民の特徴について以下のように評している^{*10}。

(1)「新興の気分は濃厚であるが徒に新を追い、重厚の感を欠く感がないでもない」(2)「住民は各地及び諸外国各種階級者の集合」(3)「和衷協同等の方面に欠けた皮相な自己中心的な生活状態にある場合が多い。又郷土的観念にも乏しく落付いた気分にもなり得ないものが多い」(4)「常識には豊」(5)精神修養の方面よりも強烈な感覚的刺激的なものに向ふ生活様式になり易い」(6)児童誘惑の魔手広がり、従ってその機会、其の場所多く、注意すべき地域とも認められるもの実に数十を数えることが出来る」

第三章 指導方針では、第一、二学年指導方針「特に注意したいと思ふもの」が示される^{*11}。

(1)、住宅地区(第四)自分のことは自分でせよ。(第八)からだを丈夫にせよ。(第九)召使いをいたはれ。(第二十四)辛抱強くあれ。(第二十五)人の難儀をすくへ。
(2)、商業地区(第十)友達に親切であれ。(第十一)不作法なことをすな。(第十二)悪いすすめに従ふな。(第十四)正直。(第十五)約束を守れ。

(3)、工場地区(第九)からだを丈夫にせよ。(第十一)不作法なことをすな。(第十二)悪いすすめに従うな。(第二十四)規則に従え。(番号は国定修身教科書の課の番号)

このように、居住区域ごとに重要題材を設定していることが特徴である。商業地区と工業地区に「悪いすすめに従うな」という徳目が共通して現れており、不良化への懸念があるものと思われる。

次に第2章の高等科児童に関する記述を抜粋する^{*12}。

二、高等科児童の特質 C 環境並に境遇より来る特質

(1) 高等科児童の家庭の事情に就いて之を見るに、相当の家庭の子弟は殆んど中等学校に進み、極貧者の子弟は義務教育を終へたのみで直ちに実務に就くので上下階級は殆んど之を含まず、所謂中層階級のもののみであるわけであるが、然し乍ら子弟の教育に対する考の進んできた今日、殊に神戸市の如き大都市に於ては少々の無理をしてでも中等教育だけは受けさせたいといふような傾向になって居り、それが出来なければせめて高等小学校だけでも終わらせたいといふ風なので、其の家庭に於ける生活の程度は一般に低い方であると言へる。(略)従って道徳的方面より見るも一般に其の知見も低く、純真性にも乏しいように思はれる。(2) 個人的に言へば、所謂上流階級、支配階級となることはむづかしい、いはば其の進路を絶たれ前途に明るい光明を認めて進んで行くと言ふことが出来ない。之がために、動もすれば一種の偏見にとらはれ易く、萎縮し易く、自棄的となり易いような傾向をもつものが少なくない。この点は余程注意を要すべき点であると考へられる。(3) 尚、通学区域が広く、通学途上に於ける種々の誘惑に遭遇する機会も多く、家庭との連絡各方面自治等も十分に行われ難いために、動もすれば、思ひもよらぬ不良児を出すと言ふような事も少なくない。之は児童其のものの特質といふわけではないが、単立の高等小学校の性質より来たる一の注意すべき点であると考へられる。

以上に見られるように、中流階級に属する高等科児童の徳性を「道徳的方面より見るも一般に其の知見も低く、純真性にも乏しい」「一種の偏見にとらはれ易く、萎縮し易く、自棄的となり易い」とし、神戸市の特殊性から「思ひもよらぬ不良児を出す」懸念が示されている。

次に第3章では、指導方針について述べた部分から抜粋する^{*13}。

C 高等科児童の特質より見たる方針

(1) 感情の発達に比して知識経験の乏しき彼等は動もすれば正道を踏みはずし易い傾向を有するものであるから、絶えず適當なる監督と指導とを怠ってはならぬ。

(3) 出来得る限り、彼等の日常見聞し、又は新聞雑誌等に現れたる社会事業を多く取り入れるようにしたいと思ふ。然し乍ら動もすればその事実を誤信し、或は之に対する判断を誤るような事があり勝ちであるから、此れに対する観察研究を一層精密ならしめ常に正しい理解と判断とを与へるよう指導するべきである。

完成教育であり大衆教育である高等科においては、卒業後の生活を重視すべきことであり、児童の「正道を踏みはずし易い」性質に対して適切な指導を行うべきであるという。

以上の点から、感情の陶冶については以下のように述べられる^{*14}。

この感情の陶冶に於て最も強き力を有するものは教師の人格と愛の力である、殊に高等小学校児童は前述の如く相当深刻なる悩みをもつてゐる者が多い。それ故に一片の訓辞や、表面的な批判等に依て解決せられるべきものでない。所謂個人指導により温き教師の涙によりて拭ひとるべきものである。

こうした指導を「訓育指導上の鍵」として、個別指導が主張されている。

高等小学校に於ては其の教材の性質上知的取扱を要する部分が多いために、ややもすれば意志の陶冶或は実践方面の指導が忘れられ易い傾向を持ってゐる。殊に此の期児童は第二章にも述べた如く小理屈を弄し、感情に走り、空想に流れ易く実行力に乏しい。然も思想は動揺し易く移り気である。特に女子に於ては意志の力が極めて弱い。

以上のような特性に対し、「出来得る限り意志鍛錬の機会を多くし学習に依て得られた所の知能なり感情なりといふものが直ちに実行意志にまで導かれ必ず、之を行為として現されるよう指導すべきである」と結論づけた。神戸市内の高等科児童の特質については、その性質には問題が多く、修身指導においては個別指導により適切に道を正し、不良化を防止するという観点が強調されている。

同『教授細目』の尋常科篇と高等科篇とを比較すると、高等科編第20課の「国憲国法4」で「1. 家に於て悪き事をなしたる時の子供に対する処置 補導連盟、少年審判所。感化院、少年刑務所 3. 高等科程度の児童のなし易き犯罪 4. 神戸地方裁判所、神戸刑務所」をあげ、模擬裁判や裁判所見学を行うことが例示されているように、高等科児童に対しては不良化、犯罪行為の抑止が意図されているのではないか。また男女別の行動規範が多くなっていることも指摘できる^{*15}。性的な興味への抑制の意図も伺える内容となっている。

成績評価の面については以下のような視点が示されている。『実践篇』第6章「成績考査」は「一、修身科考査」「二、操行査定」の2項目からなる。「二、操行査定」の「三、操行査定の内容」として、「1. 学校生活（イ）学用品の準備取扱等の状況（ロ）出席状況（ハ）遊技状況（ニ）其他言動 2. 校外生活（イ）家庭状況、父兄母姉其他家族に対する態度家事手伝其他家庭生活一般（ロ）校外における遊戯状況、小遣い銭使用、活動写真観覧状況近隣の評判等 3. 其他（イ）教師先輩長上に対する態度（ロ）交友関係（ハ）社会公共に対する態度（ニ）其他各種道德的事象に対する感激反応等の状態（ホ）其他各徳目に対する実行並に努力の程度等」が示されている^{*16}。「四、走行査定の方法」では、「1. 教師の直感的な観察による方法（総合的観察）学校並に校外に於ける生活趣味交友関係等によりて 2. 標準尺度による観察方法（分析的観察）（イ）児童学籍簿の利用（ロ）生活治療カード等の利用（ハ）学校実践要旨を標準としての査定 3. 児童自らの反省記録告白等による方法 4. 児童相互に評価せしむる方法 5. 父兄の申告等による方法」が示される^{*17}。「五、

操行査定上の注意事項」では、1. 教師の主観先入観念に支配せらるることの危険が最も多いものであるから出来る限り、長時間に亘りあらゆる機会を利用して多方面から之を観察するように注意すべきである。5. 操行査定に於て観察の最も困難なるは、彼等の校外に於ける生活状態である。故に此の校外生活を知る為に種々の施設を必要とする。即ち職員の校外巡視通学区域による自治会役員制父兄会等種々あると思ふが、第三項にも述べた如く父兄の了解を求めて共に児童の人格向上の為に努力するという風を作り度いと思ふ^{*18}。この記述からは、神戸保導連盟との関連づけは見いだせない。「職員の校外巡視」のことを指すのかも定かではない。「六 高等科成績考査」では、「特に高等小学校修身教育の目的に照して公民指導職業指導の方面を重視し彼等が将来公民として職業人として社会に立って行く上に道徳上どれだけ準備が出来てゐるかといふ点を考査する事を忘れてはならぬ。尚道徳的理想道徳的概念の明否、判断力の確否等最も重要な要素となるものである」として、公民指導・職業指導の観点が協調されている。考査の問題が10問提示され、1番には「年々学校ではなぜ活動写真は行くことを禁じてゐるか。」が示されている^{*19}。

以上、高等科対象の記述からは、高等科生徒の不良化抑止の意図が明確に現れていることが判明した。

学校教育、特に生活指導の視点から行う道徳教育の場で、不良化防止の意図を持った指導が構想されたことは、生徒の行動規範についての管理的側面が、大正新教育期以降提唱されてきた「生活指導」観の中にも見られることを意味する。第1章に「環境と教育」を掲げ、児童の生活環境が与える修身教育上の重要性が強調された。『生活指導の修身教育』は、戦後の「生徒指導」理念をも併せ持ち、学校外の生活管理の重要性をも想定したものであったとすることが出来る。

Ⅲ 巻末資料から見る神戸市の不良化状況

『生活指導の修身教育』附録「神戸市補導連盟の見たる児童の不良化と環境」は、はじめに少年犯罪データ、「一、神戸市児童の一般的不良傾向 二、社会施設より見たる児童生活 三、補導児童と家庭生活」（目次は保導連盟）の3章からなっている^{*20}。はじめの犯罪データを表ごとに提示する。①大正10年末時点の神戸市内の区ごとの犯罪者数（大人・少年別）グラフ。大人少年共に、湊川区が最多となっている。②大正14年の神戸市内の区ごとの窃盗犯罪者数（大人・少年別）グラフ。大人少年共に、湊川区が最多となっている。③「家庭ノ欠陥ト保護少年 昭和4年中大阪少年審判所ニ保護セシ少年2233人ニツキテノ調査」環境別グラフ。最多は「躰ノ寛ニ失スルモノ」。④「不良行為ノ直接原因 大正12年ヨリ昭和4年マデ7年間平均大阪少年審判所調」原因別グラフ。最多は「出来心」。⑤「不良行為初発年齢調 昭和2年浪速少年院保護児童調査」年齢別グラフ。最多は9歳。⑥「曜日ト少年犯罪者調% 東京ロンドンニ於ケル1913年ヨリ1923年ニ至ル10年間ノ統計」曜日別グラフ。最多は日曜日となっている。

「一、神戸市児童の一般的不良傾向」は、昭和4年4月より2年分の「保導類別事件一覧表」が掲載され、「最多学校休み路上徘徊」と指摘されている。

「二、社会施設より見たる児童生活」では、「一、興行地及び盛り場」三宮神社通行調査表・湊川暑及林田暑管内の隔月映画館一覧表等が掲載されている。「二、新年の湊川興行館の入場者」では大人子ども別の入場者が記載されている。三～十一では実際の児童保導の実例が掲載されている。

「三 保導児童と家庭生活」では、「一 不良化と両親」で、昭和5年11月から取り扱った保導事件中、「児童生徒の特に不良化傾向あるもの及び不良化の初期にあるものに就て委員の家庭訪問の際調べた」結果として、39名中両親が共にあるものは15名で、他は何らかの欠陥があると説明されている。「二 保護少年と実父母の存否」では、浪速少年院での保護少年329名について、両親の存否を調査した結果が掲載されている。両親の一欠くものが最多で、41.34%をしめるという。総じて、「同院に取り扱はれた保護少年の其の内68.09%は家庭的に不運な境遇に置かれてゐることがわかるのである」。「三、父無し子」「四、考ふべき此の親心」「五、新聞配達と小学生」「六、小遣い銭を与へなかつた為愛児を罪に墮す」「七、家出と家庭」は事例紹介である。

巻末資料全体を通しての分析結果や総括はなされていないが、総じて保導連盟委員による家庭環境の不備（片親、監督不能など）から来る不良行為の実態調査と紹介となっている。本編との関連はとくに考慮はみられないことがわかる。各事例では、適切な対策への提案が随所に見られる。例えば活動館での剣戦のまねを防止するため、「この遊びは大抵尋常二、三年どころが多い何とか適当な取り締まり方法を講じて貰ひたい」^{*21}、「一回でも右様な（学校に行かず途中で遊んだ事）があつたら早速適當の指導をなすが緊急時で、斯様な場合は決して何等の遠慮なしで学校なり当連盟に御通報が欲しいのであります」^{*22}、など、学校もしくは保護者等に協力を求める内容となっている。

『生活指導の修身教育 実際篇』および『教授細目』尋常科篇・高等科篇は、実際のな生活を通しての国定教科書の道徳項目の徹底をはかった指導書であると同時に、神戸保導連盟となんらかのつながりをもちながら、特に高等科生徒の「不良化」対策について学校、保護者との連携をもとめる姿勢がみられることが明らかになった。

IV 神戸保導連盟の設立と活動意義

それでは、巻末資料の調査を行った神戸保導連盟はいかなる組織なのであろうか。『神戸市史』では、年表の昭和4年1月7日の項で、「神戸補導連盟、事業を開始」とあるのみである^{*23}。

「神戸保導連盟要覧」では、端書き・事務一覧表・趣意書（昭和3年12月付け）・規約・細則が記載されている^{*24}。端書きでは、「多年この方面の研究調査に意を用ひられた兵庫県立神戸第三中学校長近藤英哉氏が立案された「神戸少年保導局案」を基礎として、わが神戸市

の各中等学校長及び小学校長諸君が数回の会合を重ねて慎重熟議を凝らした結果」であるとされる。趣意書には、「教育の場所として社会を浄化する道は二つに分類せられるのであります 一は積極的方法で一般社会の改善及び教育的なる運動場娯楽場図書館博物館等の設備経営を意味し他は其の消極的方法で適当なる組織によって児童生徒を保護誘導して其の不良化を未然に防止し以て家庭及び学校の教育を補成するものであります」とし、第一義的には、2番目の「消極的方法」の「徹底を図り以て児童生徒の前途を安心ならしめんとするもの」であるとして「徒に校外に於ける児童生徒の生活を束縛し或いは非行の摘発をなすものではなく」、「寧ろ其の善良なる儕輩となり其の手を導いて不良化の陥穽に陥らざる様に努むるもの」であるという。ここで提示されているのは、不良化防止のための生徒の直接的な善導であり、「積極的方法」である社会的な改革や教育的設備の経営は重視されていないことがわかる。総則第1条で「神戸市内ニアル公私立小学校及中等学校ハ校外教育ノ連絡児童生徒ノ保護善導並ニ教育環境ノ浄化向上ヲ図ル」ことが目的の一つに掲げているが、「児童生徒の行状や好みそれ自体の改善」が最優先課題とされたことと鳥居は指摘している^{*25}。

「第二条 事業」では、「本連盟ハ児童生徒ノ校外ニ於ケル生活状況ヲ調査研究スル為左ノ諸項ヲ行フ」として、「一、神戸市並其ノ隣接地ニ於ケル児童生徒ノ遊技場、集合地及保導上必要ナル遊園図書館映画館、飲食店等ノ視察 一、観察結果ノ整理記録、統計 一、児童生徒ノ保導上必要ナル事項ヲ記入シタル神戸市並隣接地ノ地図ノ作製」の3点を提示している。先述した『生活指導の修身教育』の巻末資料は、上記の事業報告の一部であると考えられる。第三条では「保導上ノ必要ト認ムル児童生徒ノ不良化ヲ防止スル為メ」「一、行動及身元ノ調査 一、適当ノ注意又ハ警告 一、所属学校ヘノ通知を行うと定められている。同上の巻末資料では対象児童の詳細な生育歴を明らかにしている部分があり、「行動及身元ノ調査」の結果であると思われる。

神戸保導連盟のその後の組織の変化について、『神戸市学事提要』各年版の一覧表から作製したのが表1である。しだいに役職が増加し、「理事長」「理事」「副理事長」「総裁」「顧問」となったこと、加盟校数が年々増加したこと、「連絡」先が学校・関係官衙・方面委員・少年保護機関・地方有力者から、本部学校間・学校相互間・警察官憲・県立児童研究所・市立児童相談所・少年救護法機関・少年法保護機関・市立図書館・方面委員・青少年団・各新聞社等と増加したこと、などが指摘できる。年々事業が拡大され連携機関も拡充されたことが判明した^{*26}。

表1 神戸保導連盟 組織

	昭和4年4月	昭和8年度	昭和9年度	昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度
加入学校	小学校 中学校 実修学校 計	小学校 中学校 実修学校 計	小学校 中学校 実修学校 計	小学校 中学校 実修学校 計	小学校 中学校 青年学校 専門学校 計	小学校 中学校 青年学校 専門学校 計
役員	理事長 理事	総裁 理事長 副理事長 理事 顧問	総裁 理事長 副理事長 理事 顧問	総裁 理事長 副理事長 理事 顧問	総裁 理事長 副理事長 理事 顧問	総裁 理事長 副理事長 理事 顧問
職員	保導委員長 保導委員 書記	保導委員長 保導委員 書記	保導委員長 保導委員 書記	保導委員長 保導委員 書記	保導委員長 保導委員 書記	保導委員長 保導委員 書記
事務所	湊川神社事務所内	市役所内 (旧多聞小学校内)	市役所内 (旧多聞小学校内)	市役所内 (仮 北野小学校内)	市役所内 (仮 北野小学校内)	市役所内 (仮 北野小学校内)
目的	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上
連絡	1 学校 2 関係官衙 3 方面委員 4 少年保護機関 5 地方有力者	学校 (保導主任) 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校 (保導主任) 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校 (保導主任) 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校 (保導主任) 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校 (保導主任) 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等
視察	1 路上 2 公園 3 電車 4 興行館 5 カフェー 6 その他	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外
視察形態		一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察
通告	家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より
処置	表彰 訓誡 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 少年保護機関へ委託	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付

	昭和13年度		昭和14年度		昭和15年度		昭和17年度	
加入学校	小学校 中学校 青年学校 専門学校 計	72 44 50 3 169	小学校 中学校 青年学校 専門学校 協賛大学 計	73 47 50 3 1 173	小学校 中学校 青年学校 専門学校 協賛大学 計	73 47 50 3 1 173	小学校 中学校 青年学校 専門学校 協賛大学 計	73 47 50 3 1 173
役員	総裁 理事長 副理事長 理事 顧問	1 1 1 若干 若干	総裁 理事長 副理事長 監事 理事 顧問	1 1 1 1 35 若干	総裁 理事長 副理事長 監事 理事 顧問	1 1 1 1 1 若干	総裁 理事長 理事 副理事長 顧問	1 1 1 1 若干
職員	保導委員長 保導委員 書記	1 若干 1	保導委員長 保導委員 書記	1 若干 1	加盟校教職員全部 保導主任各校一名 専任職員 主事一名 保護員十名	加盟校教職員全部 保導主任各校一名 専任職員 主事一名 保護員十名	加盟校教職員全部 保導主任各校一名 専任職員 主事一名 保護員十名	加盟校教職員全部 保導主任各校一名 専任職員 主事一名 保護員十名
事務所	市役所内（仮 北野小学校内）	市役所内（仮 北野小学校内）	市役所内（仮 北野小学校内）	市役所内（仮 北野小学校内）	市役所内（仮 北野小学校内）	市役所内（仮 北野小学校内）	市役所内（仮 北野国民学校内）	市役所内（仮 北野国民学校内）
目的	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	校外教育の連絡 郊外に於ける保護善導 環境の浄化向上	善行奨励 学校訓育の拡充、徹底、教育完成に 児童、生徒、校外生活の視察調査 児童、生徒不良化の未然防止 児童、生徒不良化傾向の早期発見 児童、生徒の実際保導 家庭指導 環境の浄化向上（積極的施設）	善行奨励 学校訓育の拡充、徹底、教育完成に 児童、生徒、校外生活の視察調査 児童、生徒不良化の未然防止 児童、生徒不良化傾向の早期発見 児童、生徒の実際保導 家庭指導 環境の浄化向上（積極的施設）	善行奨励 学校訓育の拡充、徹底、教育完成に 児童、生徒、校外生活の視察調査 児童、生徒不良化の未然防止 児童、生徒不良化傾向の早期発見 児童、生徒の実際保導 家庭指導 環境の浄化向上（積極的施設）	善行奨励 学校訓育の拡充、徹底、教育完成に 児童、生徒、校外生活の視察調査 児童、生徒不良化の未然防止 児童、生徒不良化傾向の早期発見 児童、生徒の実際保導 家庭指導 環境の浄化向上（積極的施設）
連絡	学校（保導主任） 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校（保導主任） 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校（保導主任） 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	学校（保導主任） 家庭 警察署 方面委員 少年保護機関 青少年団 篤志家等	本部学校間 学校相互間 警察官憲 県立児童研究所 市立児童相談所 少年救護法機関 少年法保護機関	本部学校間 学校相互間 警察官憲 県立児童研究所 市立児童相談所 少年救護法機関 少年法保護機関	本部学校間 学校相互間 警察官憲 県立児童研究所 市立児童相談所 少年救護法機関 少年法保護機関	本部学校間 学校相互間 警察官憲 県立児童研究所 市立児童相談所 少年救護法機関 少年法保護機関
視察	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 公園 興行館 汽車電車 盛り場 喫茶店 裏山 境内 郊外	路上 運動場 公園 興行館 交通機関 盛り場 百貨店 喫茶店 球場 裏山	路上 運動場 公園 興行館 交通機関 盛り場 百貨店 喫茶店 球場 裏山	路上 運動場 公園 興行館 交通機関 盛り場 百貨店 喫茶店 球場 裏山	路上 運動場 公園 興行館 交通機関 盛り場 百貨店 喫茶店 球場 裏山
視察形態	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 特別視察 夜間視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 夜間視察 特別視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 夜間視察 特別視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 夜間視察 特別視察 郊外視察 合同視察 一斉視察	一般視察 平日視察 日曜視察 夜間視察 特別視察 郊外視察 合同視察 一斉視察
通告	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より	学校より 家庭より 其他一般より
処置	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付	表彰 忠告訓戒 学校へ通報 家庭へ通報 学校及家庭との協調 身上調査及び観察 少年保護機関へ送付

神戸保導連盟の活動に関連して、以下のような報道がなされている。

・ 少年少女の不良化を防ぐ 方面委員や保護司の会合

日本少年保護協会兵庫支部および朝日新聞社事業団では少年少女の不良化防止のため保護協会と神戸市内方面委員、保護司との関係を緊密にすべく十四日午後二時から神戸市栄町五丁目朝日会堂で会合を催したが、参集したものは神戸市内各警察署管内の方面委員二名、同嘱託保護司二名、神戸市内七保護団体の代表者および古谷少年審判所長、古岩井日本少年保護協会兵庫支部長、浜田朝日新聞社会事業団員など五十余名、まず古岩井兵庫支部長挨拶を述べ古谷審判所長の審判所の仕事についての話があって後、少年少女不良化防止と保護につき種々懇談を遂げ特にカード階級と密接な関係にある方面委員はその家庭と連絡をとって善導につとめることなどを申合せ午後五時半散会したが、この会合を機として今後は出来る限りしばしば会合を行い相互の連絡を密接にし不良化防止の実をあげることとなった^{*27}

神戸保導連盟は、「神戸市内七保護団体」の一つではないかと推測される。少年補導の諸団体が設立され、連携が図られていたことが読み取れる。次に掲げるのは、神戸保導連盟による少年に関する犯罪実態調査である。「神戸保導連盟が、都市児童生徒の保護善導の必要から全市学生々徒の被害状況を調査した結果、尋常小学校五十一校、高等小学校四校、中等学校二十五校、被調査人員五万五千五百二十四名についての校外における被害実況は左のごとく、極めて教育上有益な興味ある参考資料を得た、この調査は小学校四年以上の男女生につき、特定の調査カードに匿名をもって率直に記入した偽らざる告白によるものである」として、1 被害の時間帯・2 被害の種類・3 加害の場所・4 加害の種類の4点の表を示し、傾向を分析している。

1の時間帯については「注意すべきは夕、夜の被害は女子が主で殊に夜間外出の機会も単独で外出することも少いにかかわらずかくも被害のはなはだしい事実で、娘をもつ親は特に気を附くべきことである」。2の被害の種類については「男子では他人に暴行を加えられたもの、女子にあっては追尾(男に後をつけられる)で二四パーセント以上を示して猥褻、握手なども高率である中学生が脅迫に逢ったものが多いことも注意すべき問題である」3の場所については「路上における被害がもっとも多く五〇パーセントに近く、しかも男よりは女子に多くその差は一〇パーセントにおよび興行館、公園も危険な場所で夏季海水浴場での被害は高等小学男生に多く、女学生は汽車電車内の被害が多いことは特に注目すべきである」、4の加害者の職業などの種類は、学生加害者が「平均三〇パーセントで中等男学生のみについては四五パーセント以上という寒心すべき状態を示している、ことに労働者、紳士、勤人などからうける女学生の被害(追尾、握手、猥褻など)が意外に多」とする。表は掲載されていないが、第五表「被害の場所と時」では「路上、公園、社寺境内は何れの時も等率だが汽車電車内は朝の混雑中(通学時間)に起こる被害が最高率で、海水浴場や裏山の被害は白昼が多い」、第六表「加害者の種類と時」では「外国人や紳士による被害が夕方と夜間に

多い」、第七表「被害の種類と時」では「強盗が昼間に多いが、これはいわゆるパクリ、タカリといった不良少年の強奪が多いためである」と分析がなされている^{*28}。

こうした調査分析を行い公表することで青少年保導の対策材料としていたものと思われる。

たとえば西宮市の関西学院中学部の同窓生による証言（昭和10年代とされる）がある。

生徒たちの校外生活に対する取り締まりも厳しく、映画、観劇、飲食店の立ち入りは厳禁され、県単位の「補導（教護）連盟」に属する教師たちが要所を見張っていた。中学部では学院出身の英語教諭であり、『40年史』の著者でもある村上謙介そのほかの教師がこの役にあたって、生徒たちから恐れられていた^{*29}。

この「県単位の『補導（教護）連盟』」が、神戸保導連盟といかなる関連にあったのかは不明である。現段階では県全体の保導連盟の存在は確認できなかった。少なくとも学校教員が不良化の防止を目的とした校外保導を行っていたことの証言としてみる事が出来る。

最後に、神戸保導連盟の設立と活動の意義について、現段階での知見を述べる。

鳥居の整理した「地域における校外救護・保導機関の設置状況（1937年10月現在）」をみると、全国で3番目に早く設置されていたことがわかる。中等学校の地域別の加盟率は、近畿・中部地方が高く、なかでも兵庫県は71.2%にのぼることも指摘されている^{*30}。神戸保導連盟等は全国的な校外救護・保護機関の各地での設立と連携の先駆的事例であり、学校教育と校外青少年保護機能を結合させ、学校における生徒指導体制の基盤構築に貢献したといえよう。

鳥居は神戸保導連盟の設立契機について、設置の中心人物である近藤英也が校長であった第三神戸中学校の「特別指導」の試みについても分析している。学校教育も少年保護運動といった「不良化」施策の要請に応え、共鳴するかたちとなった」と指摘する^{*31}。その後、大阪府の事例検討から、「学校生徒の校外生活状況を校外救護・保導機関が視察監督し、個々の学校が自校生徒の学校外における逸脱行動を把握しやすくなるにつれて、生徒懲戒処分が全体として緩和される傾向がみられた」ことなどから、「学校における懲戒の性格が応報よりも規律化に重心を移動させていった」と指摘した^{*32}。この指摘は、近代学校における生徒指導の変遷に関する極めて重要な視点を示すものと思われる^{*33}。神戸保導連盟の意義については、学校内部の生徒指導体制の変化についての詳細な調査分析を行い、さらに検討していく必要がある。

本研究で扱った神戸市の事例では、神戸保導連盟のような校外保導機関と学校、行政との連携の元で、生徒の「不良化」対策がなされていた。神戸市教育課『生活指導の修身教育』は、尋常科高等科児童に対する生活指導を通じての修身指導マニュアルであると同時に、昭和初期における生徒指導の観点と動向を知る上での好個の素材であると考えられる。児童の生活体験や行動を通じての道徳的価値の定着を図ると同時に、校外指導の強化を通じての生徒指導体制の重要性も説かれた書でもあったのである。

今後は『生活指導の修身教育』の学校現場での利用実態や教員らの評価を明らかにするこ

とを通して、神戸市における生徒指導史上、道徳教育史上の意義付けを行っていききたい。

附記1 「神戸保導連盟」は原史料では「保導」の表記であり、後年の引用等では「輔導」と記される例がある。本論文では他史料もふくめ、語句はすべてそれぞれの引用元の表記にしたがっている。

附記2 本論文執筆に当たり、神戸市文書館館長の松本正三氏には多大なるご尽力を賜った。心より感謝申し上げる。

*1 松下一世『「集団づくり」論の推移－人権の視点からの再考－』『佐賀大学文化教育学部研究論文集』16(2)、2012。

*2 早坂淳「日本の教育史における生徒指導と生活指導」『長野大学地域共生福祉論集』第5号、2011。

*3 拙稿「昭和初期における地域型生活修身教育の理念－神戸市教育課『生活指導の修身教育』を題材として－」就実教育実践研究センター『就実教育実践研究』第6巻、2013。

拙稿「神戸市教育課『生活指導の修身教育』にみる修身教育観－高等科部分を中心に－」『就実論叢』第43号、2014。

*4 作田誠一郎「戦前期の日本における『不良少年』研究－『非社会的要因』分析を通して－」『やまぐち地域社会研究』第2号、2004、同「戦前期（昭和）日本の不良少年問題と不良少年政策－不良少年をめぐる諸機関の動向と精神医療化について－」日本社会分析学会『社会分析』第34号、2007、同「都市化による不良観の変容と少年少女の不良化－大正・昭和期の不良少年観を中心として－」『東アジア研究』第6巻、2008。また倉持史朗は戦前期の非行・犯罪少年対策の変遷や概要について整理している（『子どもの人権問題資料集成（戦前編）第七巻「少年保護」の「解説」部分）不二出版、2010。その他、生徒保導・保護の歴史に関する諸研究は数多い。

*5 鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史－「処罰」と「教育」の関係－』不二出版、2006。

*6 大槻洋二「神戸・新開地の歓楽街空間の実態とその変容－近代都市の歓楽街形成に関する史的研究 その2－」『日本建築学会計画系論文集』第507号、1998。

*7 吉原大志「1910年代湊川新開地における活動写真と『不良少年』」兵庫県公館県政資料館歴史資料部門『新兵庫の歴史』第2号、2010。

*8 「神戸又新日報」夕刊、1928（昭和3）年12月8日付、神戸市文書館所蔵。

*9 「神戸又新日報」1928（昭和3）年12月15日付、神戸市文書館所蔵。

*10 神戸市教育課『生活指導の修身教育 実際篇』pp.12-13。同文書は神戸市文書館の他、神戸大学付属図書館、大阪市立大学付属図書館でも所蔵を確認した。

*11 同上、p.54。

- *12 同上、pp.41-42。
- *13 同上、pp.64-66。
- *14 同上、pp.66-68。
- *15 『生活指導の修身教育 教授細目篇 高等科之篇』の全体部分の分析結果。同尋常科篇とともに、兵庫県立図書館所蔵。
- *16 神戸市教育課『生活指導の修身教育 実際篇』pp.167-168。
- *17 同上、pp.168-169。
- *18 同上、pp.169-170。
- *19 同上、pp.184-185。
- *20 同上、巻末資料。データは頁番号なし。一～三は pp.1-31。
- *21 同上、巻末資料 pp.14-15。
- *22 同上、巻末資料 p.12。
- *23 神戸市編刊『神戸市史』第三集、年表索引編、1968、p326。
- *24 二井仁美・倉持史朗編『編集復刻版 子どもの人権問題資料集成 戦前編』第7巻 不二出版、2010、pp.139-142所収。
- *25 前出鳥居、p120。
- *26 神戸市教育課『神戸市学事提要』昭和八年度・九年度、神戸市教育部『神戸市学事提要』昭和十年度・十一年度・十二年度・十三年度・十四年度・十五年度・十七年度を参照。いずれも神戸市文書館所蔵。
- *27 「大阪朝日新聞」1931.11.15（昭和6）付け、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ（新聞記事文庫 救済および公益事業（4-117））。
- *28 「出来上った三つの表 これが保導の目標を生出す」『大阪毎日新聞』1929.6.12（昭和4）付け、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ（新聞記事文庫 犯罪、刑務所および免囚保護（4-096））。
- *29 「No.24 上ヶ原における中学部」関西学院同窓会HP http://www.kwangaku.net/history/backnumber/2007_01.html 2014年10月30日閲覧。
- *30 前出鳥居、pp130-132。
- *31 同上 p122。
- *32 同上 p261-262。
- *33 作田誠一郎は、昭和戦前期の不良化対策に関して、学校・教育界の対応について「一部の教育界からは「校外生活指導」の必要性との声が高まり連盟を創立する機運も見られたが、いざ学校において不良少年による事件が顕在化すると学校の対応は弱腰であった。このような学生の不良化に対する学校の行き詰まりの状況は、本来すべき不良少年に対する教育の放棄とともに、それを代替する感化教育機関の依存へと向かっていったのである」と指摘した（前出作田、2007）。この指摘は鳥居の主張とは大きく異なり、今後さらに議論を深める必要

があるように思われる。